

やまがたイグメン共和国 会則

(名 称)

第1条 本団体は、やまがたイグメン共和国と称する。

(目的及び組織)

第2条 本共和国は、山形県及び東北における父親の積極的な育児参画の促進を目的とする。なお、域内において事業目的が十分に達成された場合は、本団体を解散する。

(事 業)

第3条 本共和国は、前条の目的を達成するために、以下のとおり「やまがたイグメン五ヵ条」を定める。

- 一、子どもの笑顔をつくろう
- 一、妻との会話をふやしてツボを知ろう
- 一、職場でもっと家族の話をしよう
- 一、勇気を出して地域に一步踏み出してみよう
- 一、子育ては期間限定の育自時間

2 本共和国は、前項に基づき次の事業を行う。

- (1) 父親による積極的な育児参画に関すること。
- (2) 親の育児に関する学びに関すること。
- (3) 親子のコミュニケーションを深める場作りをすること。
- (4) 子育て世代の働き方改革を進めること。

(役 職)

第4条 本共和国に次の役職をおく。ただし、必要に応じて役職を追加する。

大統領 1名、 副大統領 1名、 財務大臣 1名、 広報大臣 1名

(役職者の選出)

第5条 大統領・副大統領・財務大臣は、本会議において選出する。

2 大統領・副大統領は、会員の互選とする。

(役職者の任期)

第6条 役職者の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員
の 任期は、前任者の残任期間とする。

2 役職者は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役職者の任務)

第7条 大統領は、本共和国を代表して会務を掌る。

2 副大統領は会長を補佐し、大統領事故あるときは職務を代理する。

3 財務大臣は、本共和国の会計を担う。

4 広報大臣は、本共和国の広報を担う。

(顧問及び参与)

第8条 本共和国に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、大統領が会員に諮りこれを推薦する。

(経費等)

第10条 本会の経費は、助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費は徴収しない。ただし、大統領が特別の事由により会費納入を徴収する場合はこれを妨げない。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この会則の施行にあたり必要な事項は大統領が会員に諮り別に定める。

附 則

本会則は、平成29年4月20日より施行する。